

行革110番 都議レポート No.11

2005.5.15



行革パン屋の前で
都議会特集

事務所 〒155-0033 東京都世田谷区代田5-10-6 イースコート代田201 電話/Fax 5431-0633
都議会控室 電話 5320-7281 Fax 5388-1829
ホームページ <http://www.gyoukakul10ban.jp/>
メール goto110@kt.rim.or.jp

発行責任者 行革110番
都議会議員 後藤雄一

税金のムダ使いを許しません!

②

項目	金額
議員報酬	1,040,000
政務調査費	74,400
費用弁償	985,400
議員年金	97,720
雑費	99,400
合計	2,711,520

行革110番の報酬明細

① 平成16年度・都議会議員の役職別報酬一覧 単位:円

役職	毎月報酬額×12ヵ月	6月/期末手当	12月/期末手当	3月/期末手当	年間報酬額
議長	1,320,000×12ヵ月	3,062,400	3,158,100	478,500	22,539,000
副議長	1,190,000×12ヵ月	2,760,800	2,847,075	431,375	20,319,250
委員長	1,100,000×12ヵ月	2,552,000	2,631,750	398,750	18,782,500
副委員長	1,080,000×12ヵ月	2,505,000	2,583,900	391,500	18,440,400
議員	1,060,000×12ヵ月	2,459,200	2,536,050	384,250	18,099,500

議決が必
要です。
また、議員
が自主的
に報酬等
を返還し
ようとし
ても公職
選挙法違
反になり、
返還する
ことが出
来ません。
有権者が都議に投
票し文句を言えるの
は、4年に一度しか
ありません。

都議会議員の「報酬??」いくつあるの??
地方自治法で議員に支払われる報酬等は、全て条例で定めると規定され、都では「東京都議会の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」で支給金額・方法が規定されています。都民が都議会の改革を望んでも、都議会の改革は議員の多数決で決まるため、多くの都議は、なかなか既得権を手放そうとしないようです。

議員報酬 18,099,500円

議長.....22,539,000円

7/3(日) 有権者が都議をチェックする日です

納税者 → 税金 → 都議 → チェック → 有権者

議員報酬・1800万円
政務調査費・720万円
費用弁償・1日/1万円
ハイヤー・公用車はいつでもOK?
議員年金

政務調査費 領収書添付不要!
年間・720万円

各会派に対し、都議1人当たり、1ヵ月60万円の政務調査費が支給されています。左下③の使途基準に沿って支出していれば法的には問題なし!と言う事になります。しかし、都議会では収支報告書を提出する際、領収書の添付が義務づけられています。

④ 東京都政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(案)
第10条第1項中「を交付」を「当該調査の支出を証する書類を添付して、交付」に改める。
附則
この条例は、交付の日から施行する。
(提案理由)
政務調査費の使途にかかる透明性の確保を規定する必要がある。

●都・民主党も領収書添付に反対!
3月30日、平成17年第一回都議会本会議で政務調査費の領収書添付を義務付ける左記④の条例案が提出され否決されました。

⑤

各会派と政務調査費(概算)支給金額	所属人数	支給金額
都・自民党	51	3億6,720万円
都・公明党	21	1億5,120万円
都・民主党	19	1億3,680万円
都・共産党	15	1億 800万円
生活者ネット	6	4,320万円
友愛	1	720万円
行革110番	1	720万円
自治市民	1	720万円
とうきょう	1	720万円
市民の党	1	720万円
合計	117	8億4,240万円

(平成17年3月9日現在)

●何と!総額9億円!!
都議の定数は127人です。
(127人×720万円=9億1,440万円)
政務調査費は9億円を超えます。

- ③ 調査費使途基準(抜粋)
- ☆調査費: 会派が行う調査委託や現地調査等に必要経費
 - ☆人件費: 会派で雇用する職員等に要する経費
 - ☆研修費: 研修会等の実施経費及び研修会等への参加費
 - ☆資料作成費: 会派が行う調査研究・政策広報に必要な資料の作成に要する経費
 - ☆資料購入費: 調査研究の為に図書等の購入経費
 - ☆行動費: 会派として日常的な調査活動のために必要な交通費等の経費
 - ☆会議費: 会派が行う調査研究の為に必要とする会議費
 - ☆事務費: 事務運営に必要な経費

議案の提案者は都・共産党です。勿論、行革110番も提案者になりました。起立採決になり、結果は左記の通り領収書の添付は実現しませんでした。
賛成: 共産・行革・自治市民・市民の党
反対: 自民・公明・民主・友愛・とうきょう
(会派名は都議会使用の略称で表示)

都・民主党までが反対したのには驚きまじった。有権者の方も「何で? どうして?」と思うのではないのでしょうか?
反対した会派の議員は、納税者に何と説明するのでしょうか?
田中知事の長野県では、領収書添付が義務づけられ、領収書は情報公開請求すれば、誰にでも公開されます。

●提出を拒む理由は何だろう!!
領収書の添付を義務付けている議会で、市民からの情報公開請求により、私的な支払・飲み代等が見つかり、裁判の結果返還している事例が多くあります。
政務調査費の使途を正すには、領収書を提出させるよう条例を改正するしか方法はありません。

⑥ 政務調査費の第3・4半期
収支状況報告書添付資料について
「先に、貴殿よりお申し越しのありました政務調査費にかかる経理帳簿、領収書等につきましては、「東京都政務調査費の交付に関する条例」施行規程第4条に基づき、各会派の経理責任者が整理・保管し、適正な執行に努めることとなっております。
従って、政務調査費の収支状況報告書の提出に際しては、経理帳簿、領収書等を添付する必要はありません。念のため申し添えます。」
〈議会局管理部長 総務課長〉

左上の表⑤は3月9日現在のもの。(首長へ立候補や不祥事を起こし辞職等で欠員が生じ現在「1」人)支給金額は各会派の在職議員に年間支給額720万円を乗じた概算です。

●行革110番が領収書を提出!!
都議会に入る前から、オンブズマン活動を行う行革110番のメインテーマの一つが、「政務調査費の領収書添付」でした。
手をこまねいていても始まらないので、1月17日、政務調査費の収支報告書を提出する際に、領収書・出納簿(昨年10月~12月まで)のコピーを添付し、自主的に都・議会事務局に提出しました。行革110番の政務調査費の使途は、情報公開、レポートの印刷・配布代、ホームページ関連費用、そして、スタッフの人件費等です。
担当者は嫌々受け取りましたが、数日後、「お会いして説明し、領収書・出納簿のコピーを返却したい」という電話です。役人の訳の分らぬ説明を聞いてもしたががないので、返却理由を文書にして郵送してくれるように頼み、電話を切りました。すると、都・議会局は左記の文書⑥(原文のまま)を添えて、領収書等を配達証明郵便で送り返してきました。



費用弁償

1日・1万円の交通費

都議が招集に応じて、本会議委員等に出席すると、納税者感覚からかけ離れた「費用弁償」という実質・交通費が支払われています。民間では「交通費の支払は公共交通機関の「実費」が原則です。そして、実費を超える部分は課税の対象になります。

しかし、東京都では、都議の居住地によって「1万円(遠方は1万2千円)」と条例に定められ、一律に支払われています。

●供託!

下の図⑦は、行革110番「後藤」の費用弁償です。松原に住んでいるので、最寄り駅は明大前です。交通費の実費は「明大前⇄新宿」の往復260円。しかし、条例で10,000円が支払われますから、議会・委員会に出席すると、1回(9,760円)もらいつ過ぎ(小遣い?)になります。

行革110番は、受け取る訳にいかないのです、これを**法務局に供託しています。**

●都議会は非課税

下の文書は、行革110番「後藤」が受領した、平成17年3月分の費用弁償の2枚の支払証明書です。右下⑧は都・外郭団体「(財)医学研究機構」の評議委員会のもので所得税が引かれていません。しかし、左下⑨は「都議会」のもので所得税は引かず、非課税である事が分ります。

これだけの矛盾があるのに、都議は毎月、「費用弁償」と書かれた封筒を黙って受け取っているのです。

だから、皆さん怒って下さい!

区分	回数	金額
本会議・理事会・委員会出席	2回	20,000円
委員会視察	1回	12,000円
支給額		32,000円

給支払額	10,000円
所得税	1,390円
差引支払額	8,610円

費用弁償(交通費)1日・支給額/10,000円

実費 **不当利得?**

→260円(電車代) →9,740円・非課税(小遣い?)

ハイヤー・公用車

左記データは、行革110番が集計した平成15年10月分都議が利用した「ハイヤー・公用車」の利用回数一覧です。

●都議会には議長・副議長・幹事長等の専用車⑩と、運転日誌に自民総務会長・公明政調会長等と書かれた準専用車⑪、そして、議員が必要に応じて利用する供用車⑫が合わせて19台あります。公用車が出払つてると、都担当者はハイヤーを手配します。左の表⑫はハイヤー、公用車の利用回数を集計したものです。

●公用車での選挙応援は暗黙の了解になってきたようですが、日本テレビが自民幹事長車を尾行し選挙応援をしている現場を放映しました。そこで、行革110番は車の運転手の日当・ガソリン代等を返還せよ!と監査請求をしました。東京地裁に提訴したところ、自民幹事長は全額返還してきました。

●ハイヤー会社からの請求書を精査すると、「土曜・日曜・祭日」にハイヤーを使用している都議がいまいた。公務がないのにハイヤーを使用するのは税金のムダ使いに当たるとして監査請求したところ、これも門前払いされました。そこで東京地裁に提訴したところ、被告・東京都の答弁書には「(ハイヤー利用は)公務以外でも、各地域の実情調査活動、都民における都政への要望の掌握活動等に利用しても構わない」と都議が公務以外にハイヤーを使用することを認める主張が書かれていました。

●10月分のハイヤー利用回数を合計すると、6社で52回・1,783,350円が支払われました。1回当たり34,000円になります。

氏名	役職/会派名	利用回数
内田茂	議長車専用車	26
中山秀雄	副議長車専用車	24
大西英男	自民幹事長専用車	23
石井義修	公明幹事長専用車	22
名取憲彦	民主幹事長専用車	15

氏名	会派	利用回数
古賀俊昭	自民総務会長車	16
橋山たかし	自民政調会長車	16
橋本辰二郎	公明団長車	22
木内良明	公明政調会長車	21

氏名	会派	利用回数	氏名	会派	利用回数
田代ひろし	自民	27	大木田守	公明	3
川島忠一	自民	22	佐藤嘉彦	自民	3
藤井富雄	公明	19	中西一井	自民	2
坂井貞之助	公明	16	初島明博	民主	2
大山均	自民	12	服部ゆくお	自民	2
山崎孝明	自民	11	松原忠義	自民	2
清原謙太郎	自民	7	小嶋明	自民	1
立石晴康	自民	7	小美濃安弘	自民	1
青木英二	民主	6	高島なおき	自民	1
三宅茂樹	自民	6	川岸しげお	自民	1
土屋たかゆき	民主	6	林田武	自民	1
石川芳昭	公明	5	真木茂	民主	1
田中良	民主	5	山加朱美	自民	1
三田敏哉	自民	5	吉野修	自民	1
藤川隆則	民主	4			

怒って監視して下さい

だから、皆さんの監視が必要なのです。

- マスコミが行革110番の実績を評価し、取り上げた事件の1部です。
- 消防署/無料の幹部宿舎、危険な給湯室。都バス/酒気帯運転。
 - 中小企業振興公社/補助金不正請求。特養ホーム/検察調書。
 - 校長会/補助金。都立校長/アルバイト。名誉昇給/21億円。
 - 水道局/机壊し処分→返還。都・府中病院/検査科休憩室飲酒事件。
 - 公用車/都議が選挙応援→返還。消防署長が散髪→返還。
 - 式根島/海洋不法投棄→返還。港湾局/土地無償貸与→返還。
 - 職員/ホテル代→返還、レクリエーション休暇。

●都議会の中でオンブズマン活動をするのが行革110番の役目と考え4年間活動してきました。上記一覧⑮はマスコミが取上げた事件の一部です。

●行革110番は事件を説明するために、裁判も念頭に置き、情報公開で裏付けを取ります。

●役人の説明に付き合っている仕方がないので、裁判所で決着を図ります。

●これが行革110番の調査方法です。ここまでやらなければ非を認めないのが「伏魔殿」と呼ばれる都庁・都議会なのです。



都議会議員 後藤雄一
http://www.gyokaku110ban.jp/
税金のムダ使い、役人の不正に関する情報をお寄せ下さい。

年金問題の火付け役「ジャーナリスト・岩瀬達哉さん、函館大学客員教授・磯村元史さん」に、都議の議員年金の解説をお願いしました。

磯村さんは「納税者・有権者の信頼を、また一つ失われたのが、去年初夏の『国会議員の年金未納事件』でした。その上『国会議員互助年金』という、超優遇されている制度があるので、都議から、国民は怒って当然です。

都議にも、国会議員の互助年金とよく似た『都道府県議員共済年金』があります。

平成16年度、都議の共済年金の掛け金は、年間約100万円で、これを3期12年掛けますと65歳から死ぬまで下図⑬のように毎年約200万円の年金が貰えます。

『共済』という言葉

議員/在職年数	年金受給額/年
3期/12年	1,984,000円
4期/16年	2,142,720円
5期/20年	2,301,440円
6期/24年	2,460,160円

●税金での負担率 支給年金の中の税金での負担率が高い我々の国民年金(基礎年金)では、今は、1/3しかありませんが、都議の場合は1/30%もあり1/3を大幅に超えています。

●払い込み期間 払い込み期間も、国民年金では25年も必要なのに、都議の場合はたった12年で良いのです。だから、3回目の当選にこだわることが多いのです。

●ダブル加入ができる 我々庶民は、国民年金・厚生年金・公務員年金・私学年金のどれか一つにししか加入できませんが、都議はこれらの年金のほか、都議の共済年金にダブルで加入できます。

	国民年金	都議/議員年金
国民負担率	1/3	43.5%
払い込み期間	25年	12年
ダブル加入	不可	可

税金からの補填で優遇され、そして、払い込み期間が12年、その上、ダブルで受け取れる議員年金、とんでもない代物⑭です。」と話してくれました。

岩瀬さんは、著書『年金の悲劇』のあとがきに「情報が公開され、多角的な視点から議論を深めることが、いかに重要か。年金制度への取材を続けるなか、この当たり前の事実を改めて痛感した。必要な情報が公開されて来なかったからこそ、我々は、自身が加入する年金制度の実態を、殆ど知る事が出来なかつた、そして、知らぬ間に、年金官僚たちによって、我々の老後資金(年金掛け金)は中抜きされ勝手放題に使われていたのである。」と心境を書いています。

岩瀬さん、磯村さんと行革110番「後藤」は、田中康夫・長野県知事から長野冬季オリンピック招致に関する帳簿廃棄問題の解明を委嘱された長野県「調査委員会」のメンバーです。



後藤雄一

編集後記

●役所・議員の話を書いたばかりに、年金は悲惨な状況になり、ツケは国民に回されました。

●議員・役所に任せるのを止め、有権者が自ら判断材料を集め、投票行動を起こさないと、第2、第3の年金問題が起ります。

●お伝えしたい事が沢山ありますが紙面の都合で出来ません。ホームページをご覧ください。http://www.gyokaku110ban.jp/